

福岡県強度行動障がい従業者養成研修事業指定事務取扱要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 趣旨</p> <p>この要綱は、「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の「10事業者の指定」に基づき、強度行動障がい支援者養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定について必要な事項を定め、研修事業の円滑な執行を図ることを目的とする。</p> <p>2 指定の要件</p> <p>福岡県知事（以下「知事」という。）は、次の要件を満たすと認められる者について、事業者としての指定をすることができる。</p> <p>(1) 法人であること。</p> <p>(2) 研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。</p> <p>(3) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び体制を備えていること。</p> <p>(4) 研修事業に係る経理が明確で、会計帳簿、決算書類等事業収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(5) カリキュラムについては、実施要綱に定める各課程のカリキュラムの内容に従って実施できること。</p> <p>(6) 研修事業を実施するために必要な施設等が確保されていること。</p> <p>(7) 毎年度継続的に研修事業を実施できること。</p> <p>(8) 指定を受けようとする者が、過去3年以内に本要綱14に定める指定の取消処分を受けていないこと。</p> <p>(9) 指定を受けようとする者が、次に該当するものでないこと。</p>	<p>1 趣旨</p> <p>この要綱は、「福岡県強度行動障害支援者養成研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の「10事業者の指定」による、強度行動障害支援者養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定について必要な事項を定め、研修事業の円滑な執行を図ることを目的とする。</p> <p>2 指定の要件</p> <p>福岡県知事（以下「知事」という。）は、次の要件を満たすと認められる者について、事業者としての指定をすることができる。</p> <p>(1) 法人であること。</p> <p>(2) 研修事業の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。</p> <p>(3) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び体制を備えていること。</p> <p>(4) 研修事業に係る経理が明確で、会計帳簿、決算書類等事業収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。</p> <p>(5) カリキュラムについては、実施要綱に定める各課程のカリキュラムの内容に従って実施できること。</p> <p>(6) 研修事業を実施するために必要な施設等が確保されていること。</p> <p>(7) 毎年度継続的に研修事業を実施できること。</p> <p>(8) 指定を受けようとする者が、過去3年以内に本要綱14に定める指定の取消処分を受けていないこと。</p> <p>(9) その他、実施要綱及び本要綱に定める事項が遵守されること。</p>

- ① 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）からの事業活動を支配されている者
 - ② 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ③ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、同条例第23条第1項の規定により、同条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しない者
 - ④ 福岡県暴力団排除条例第25条第3項の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ⑤ 法人の役員等のうちに、②から④までのいずれかに該当する者がある者
- (10) その他、実施要綱及び本要綱に定める事項が遵守されること。

3 事業内容に関する要件

- (1) 研修事業が実施要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- (2) 研修定員は、おおむね40人以内とすること。
- (3) 講師については、次に定める講師基準を満たし、かつ各科目を担当するために適切な人材が確保されていること。
実習を担当する講師については、おおむね受講者20人あたり1人とし、講師のほかに助手を確保する等、受講者全員が十分な実習をできるように努めること。
なお、講師については、研修に係る実務経験が5年以上とし、助手について、研修に関する実務経験が3年以上とする。ただし、介護・福祉・

3 事業内容に関する要件

- (1) 研修事業が実施要綱に定める内容に従い、継続的に毎年1回以上実施されること。
- (2) 研修定員は、おおむね40人以内とする。
- (3) 講師については、次に定める講師基準を満たし、かつ各科目を担当するために適切な人材が確保されていること。
実習を担当する講師については、おおむね受講者20人あたり1人とし、講師のほかに助手を確保する等、受講者全員が十分な実習をできるように努めること。
なお、講師については、研修に係る実務経験が5年以上とし、助手について、研修に関する実務経験が3年以上とする。ただし、介護・福祉・

看護系大学介護福祉士養成校等の教員においては1年以上とする。

- (4) 研修事業を実施するために必要な研修会場及び必要な備品・教材等が確保されていること。

4 学則の制定

事業者は、次に掲げる研修事業に関する基本的な方針及び内容を定めた学則を制定するものとする。

- (1) 指定事業者の名称、所在地
- (2) 事業の目的
- (3) 実施課程及び形式
- (4) 研修事業の名称
- (5) 年間事業計画（研修日程及び募集定員）
- (6) 受講対象者
- (7) 研修参加費用（内訳：受講料、テキスト代）
- (8) 使用教材
- (9) 研修カリキュラム
- (10) 研修会場一覧
- (11) 各科目ごとの担当講師一覧
- (12) 募集手続き
- (13) 科目の免除
- (14) 研修修了の認定方法
- (15) 研修欠席者の取扱い
- (16) 補講の取扱い
- (17) 受講の取消し
- (18) 修了証書等の交付
- (19) 修了者の管理

看護系大学介護福祉士養成校等の教員においては1年以上とする。

- (4) 研修事業を実施するために必要な研修会場及び必要な備品・教材等が確保されていること。

4 指定の申請

指定を受けようとする者は、当該養成研修に係る受講生募集を開始しようとする2ヶ月前までに、必要事項を記載した「福岡県強度行動障害支援者養成研修事業指定申請書（別記第1号様式）」及び下記の必要事項を知事に提出しなければならない。

- 1 学則
- 2 事業者概要
- 3 組織図
- 4 役員名簿
- 5 事業者規約（定款等）
- 6 法人の登記事項証明書（法人格がない場合は除く。）
- 7 資産の状況（申請者の予算書、決算書）
- 8 講義室及び演習室の会場見取図
- 9 講師履歴及び就任承諾書
- 10 資格証の写
- 11 所要経費見積書（年間事業計画書）
- 12 修了証書及び携帯用修了証書
- 13 募集広告、受講案内及びパンフレット等の案文
- 14 その他知事が求める書類等

- (20) 研修事業執行担当部署
- (21) その他研修実施に係る留意事項

5 指定の申請

指定を受けようとする者は、当該養成研修に係る受講生募集を開始しようとする2ヶ月前までに、必要事項を記載した「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業指定申請書（別記第1号様式）」に次の書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- ① 学則
- ② 研修計画（別紙1）
- ③ 事業者概要
- ④ 組織図
- ⑤ 誓約書及び役員名簿
- ⑥ 事業者規約（定款等）
- ⑦ 法人の登記事項証明書
- ⑧ 資産の状況（申請者の予算書、決算書）
- ⑨ 講師履歴書（別紙2）及び講師就任承諾書（別紙3）
- ⑩ 資格証の写し
- ⑪ 研修会場設置者承諾書（別紙4）
- ⑫ 研修会場見取図（別紙5）
- ⑬ 収支予算及び向こう2年間の研修計画・財政計画（別紙6）
- ⑭ 修了証明書及び携帯用修了証明書
- ⑮ 募集広告、受講案内及びパンフレット等の案文
- ⑯ その他知事が求める書類等

5 指定の決定

- (1) 知事は、本事業の指定を受けようとする者から申請があったときは、実施要綱及び本要綱に基づき、その内容を審査する。
- (2) 知事は、(1)の審査を行うため、必要に応じて申請内容等について、関係者に対して照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- (3) 知事は、申請者に対し、指定の可否を決定し、「福岡強度行動障害支援者養成研修事業指定通知書」（別記第2号の1様式）又は「同不指定通知書」（別記第2号の2様式）により、申請者に通知する。

6 追加指定の申請

- (1) 既に研修事業の指定を受けて実施した者が、さらに研修事業の追加申請を行う場合は、新たに指定申請を行なうものとする。
ただし、本要綱に基づき、前年度又は当該年度に実施された研修事業の実施者が、同一の課程及び実施方法の研修事業の指定を申請するときは、募集を開始しようとする2ヶ月前までに、「福岡県強度行動障害支援者養成研修事業追加指定申請書」（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。
- (2) 知事は、(1)の申請内容を審査し、指定の可否を決定し、「福岡県強度行動障害支援者養成研修事業追加指定通知書」（別記第4号の1様式）又は「同不指定通知書」（別記第4号の2様式）により、申請者に通知する。

6 指定の決定

- (1) 知事は、本事業の指定を受けようとする者から申請があったときは、実施要綱及び本要綱に基づき、その内容を審査する。
- (2) 知事は、(1)の審査を行うため、必要に応じて申請内容等について、関係者に対して照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- (3) 知事は、申請者に対し、指定の可否を決定し、「福岡強度行動障がい支援者養成研修事業指定通知書」(別記第2号の1様式)又は「同不指定通知書」(別記第2号の2様式)により、申請者に通知する。

7 実施計画

- (1) 事業者が研修を実施する場合は、毎年度、研修開始予定日の2ヶ月前までに、「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業実施計画書」(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。
- (2) 事業者は、事業計画の延期を決定した場合、決定の日から10日以内に「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業計画延期届」(別記第4号様式)を知事に提出するものとする。
- (3) 事業者は、事業計画の中止を決定した場合、決定の日から10日以内に「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業計画中止届」(別記第5号様式)を知事に提出するものとする。

8 事業内容の変更

- (1) 事業者として指定を受けた後に、その内容又は指定を受けた研修内容等の一部をやむを得ず変更する場合には、変更の10日前までに「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業変更届」(別記第6号様式)を知事に届け出ることとする。

7 事業内容の変更

- (1) 事業者として指定を受けた後に、その内容又は指定を受けた研修内容等の一部をやむを得ず変更する場合には、変更の10日前までに「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業変更届」(別記第5号様式)を知事に届け出ることとする。
ただし、緊急やむを得ないものであり、受講者に対し過大な負担を課さない場合は研修終了後10日以内に知事に届出ることができる。
- (2) 知事は、(1)の届出の内容が適当でないと判断したときは、研修事業の実施者に対し、必要な指示を行うことができる。

8 事業の休止

- (1) 事業休止とは、研修事業を4月から翌年3月までの1年度間にわたり開講しない(開講する年度とは、研修開講日が属する年度をいう。)場合をいう。事業者は、その1年度に限り事業の休止をすることができる。
ただし、新たに事業者指定を受けて実施する最初の研修の開講日が翌年度以降になり、実施しない年度が生じる場合は休止とならない。
なお、続けて2年度にわたり研修を開講しない年度があった場合は、事業を廃止したものとみなす。
- (2) 事業者は、研修事業を休止又は再開する場合には、休止は事業者で決定後10日以内に、再開は研修の募集期間の2ヶ月前までに「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業休止・再開届」(別記第6号様式)により知事に届け出ることとする。
なお、研修事業を再開する場合には、本要綱4に基づき再開の届出に合わせて研修事業者指定の申請を行わなければならない。
- (3) 知事は、(2)の研修事業休止の届出について受理した場合は、「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業休止届受理通知書」(別記第7号様式)を知事に提出することとする。

ただし、緊急やむを得ないものであり、受講者に対し過大な負担を課さない場合は研修終了後10日以内に知事に届出することができる。

- (2) 知事は、(1)の届出の内容が適当でないとは判断したときは、研修事業の実施者に対し、必要な指示を行うことができる。

9 事業の休止・再開

- (1) 事業休止とは、研修事業を4月から翌年3月までの1年度間にわたり開講しない（開講する年度とは、研修開講日が属する年度をいう。）場合をいう。事業者は、その1年度に限り事業の休止をすることができる。

ただし、新たに事業者指定を受けて実施する最初の研修の開講日が翌年度以降になり、実施しない年度が生じる場合は休止とならない。

なお、続けて2年度にわたり研修を開講しない年度があった場合は、事業を廃止したものとみなす。

- (2) 事業者は、研修事業を休止又は再開する場合には、休止は事業者で決定後10日以内に、再開は研修の募集期間の2ヶ月前までに「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業休止・再開届」（別記第7号様式）により知事に届け出るものとする。

なお、研修事業を再開する場合には、本要綱5に基づき再開の届出に合わせて研修事業者指定の申請を行わなければならない。

- (3) 知事は、(2)の研修事業休止の届出について受理した場合は、「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業休止届受理通知書」（別記第8号様式）により事業者あてに通知するものとする。

10 事業廃止の届出

- (1) 事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止を事業者で決定後10日以内に「福岡県強度行動障がい支援者研修事業廃止届」（別記第9号

式）により事業者あてに通知するものとする。

9 事業廃止の届出

- (1) 事業者は、研修事業を廃止する場合には、廃止を事業者で決定後10日以内に「福岡県強度行動障がい支援者研修事業廃止届」（別記第8号様式）により知事あてに届け出るものとする。

- (2) 知事は、(1)の届出について受理した場合は、「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業廃止届受理通知書」（別記第9号様式）により事業者あてに通知するものとする。

- (3) 知事は、事業者から届け出なく事業が1年度間開講されない場合は、事業を廃止したものとみなす。

10 学則の制定

事業者は、次に掲げる研修事業に関する基本的な方針及び内容を定めた学則を制定するものとする。

- (1) 指定事業者の名称、所在地
- (2) 事業の目的
- (3) 実施課程及び形式
- (4) 研修事業の名称
- (5) 年間事業計画（研修日程及び募集定員）
- (6) 受講対象者
- (7) 研修参加費用（内訳：受講料、テキスト代）
- (8) 使用教材
- (9) 研修カリキュラム
- (10) 研修会場一覧
- (11) 各科目ごとの担当講師一覧

様式)により知事あてに届け出るものとする。

- (2) 知事は、(1)の届出について受理した場合は、「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業廃止届受理通知書」(別記第10号様式)により事業者あてに通知するものとする。
- (3) 知事は、事業者から届け出なく事業が2年度間開講されない場合は、事業を廃止したものとみなす。

1.1 事業報告

事業者は、研修終了後1ヶ月以内に、「福岡県強度行動障害支援者養成研修事業実績報告書」(別記第11号の1様式)又は、「福岡県強度行動障害支援者養成研修事業実績報告書(補講者分)」(別記第11号の2様式)に下記のを添付して知事に報告するものとする。

- (1) 修了者名簿
- (2) 実習修了確認書
- (3) 出席状況が確認できるもの(補講者の場合は、補講届)

1.2 秘密の保持

- (1) 事業者は、事業実施により知り得た受講者に係る個人情報については適正に管理し、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用してはならない。
- (2) 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用することのないよう受講者に指導するなど、必要な措置を講じなければならない。

- (12) 募集手続き
- (13) 研修修了の認定方法
- (14) 研修欠席者の取扱い
- (15) 補講の取扱い
- (16) 受講の取消し
- (17) 修了証書等の交付
- (18) 修了者の管理
- (19) 研修事業執行担当部署
- (20) その他研修実施に係る留意事項

1.1 事業報告

事業者は、研修終了後1ヶ月以内に、「福岡県強度行動障害支援者養成研修事業実績報告書」(別記第10号の1様式)又は、「福岡県強度行動障害支援者養成研修事業実績報告書(補講者分)」(別記第10号の2様式)に下記のを添付して知事に報告するものとする。

- (1) 修了者名簿
- (2) 実習修了確認書

1.2 秘密の保持

- (1) 事業者は、事業実施により知り得た受講者に係る個人情報については適正に管理し、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用してはならない。
- (2) 事業者は、受講者が実習等において知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用することのないよう受講者に指導するなど、必要な措置を講じなければならない。

1.3 調査及び指導等

- (1) 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、実施に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、研修事業の実施状況等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

1.4 指定の取消し

- (1) 知事は、本要綱4に基づき研修事業者の指定を受けた者が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。
 - ① 本要綱2に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき
 - ② 研修事業の指定を受けずに研修を行ったとき
 - ③ 研修指定申請、実績報告等において虚偽の申請、報告等があったとき
 - ④ 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき
 - ⑤ 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき
 - ⑥ 本要綱1.3に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき
 - ⑦ その他研修事業者として不適切と判断されるとき
- (2) 知事は、(1)による取消しをしたときは、「福岡県強度行動障がい支援者養成研修事業指定取消通知書」(別記第1.2号様式)を事業者に交付するものとする。
- (3) 知事は、(1)による取消しを行った事業者名、研修課程及び形式並びに取消し年月日等を公表するものとする。

1.3 調査及び指導等

- (1) 知事は、事業者として指定を受けようとする者及び指定事業者に対して、必要があると認めるときは、事業者及び研修事業の実施状況等について、実施に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、研修事業の実施状況等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善の指導を行うことができる。また、指導による改善が認められるまで研修事業の中止を命ずることができる。

1.4 指定の取り消し

- (1) 知事は、本要綱4に基づき研修事業者の指定を受けた者が、次の事項のいずれかに該当するときは、指定を取消すことができる。
 - 1 本要綱2に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき
 - 2 研修事業の指定を受けずに研修を行ったとき
 - 3 研修指定申請、実績報告等において虚偽の申請、報告等があったとき
 - 4 研修事業を適正に実施する能力に欠けると認められるとき
 - 5 研修事業の実施に関し、不正な行為があったとき
 - 6 本要綱1.3に定める調査に応じないとき又は改善指導に従わないとき
 - 7 その他研修事業者として不適切と判断されるとき
- (2) 知事は、(1)による取消しをしたときは、「福岡県強度行動障害支援者養成研修事業指定取消通知書」(別記第1.1号様式)を事業者に交付するものとする。
- (3) 知事は、(1)による取消しを行った事業者名、研修課程及び形式並びに取消し年月日等を公表するものとする。

1 5 聴聞の機会

知事は、本要綱 1 3 (2) の研修事業の中止を命ずる場合及び本要綱 1 4 の指定の取消しを行う場合においては、当該事業者に対して聴聞を行うものとする。

1 6 関係書類の保存

事業者は、次に掲げる書類を作成し保存しなければならない。

- ① 受講者の研修への出席状況
- ② 成績等に関する書類
- ③ 実習修了確認書
- ④ 受講者及び修了者に関する台帳等の書類

1 7 その他

- (1) 知事は、福岡県強度行動障がい支援者養成研修の事業者の指定について、他の都道府県に対し情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
- (2) この要綱に定めるもの以外については、別途知事の定めるところによるものとする。

附 則 この要綱は平成 2 7 年 8 月 6 日から施行する。

附 則 この要綱は令和 2 年 6 月 1 5 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

1 5 聴聞の機会

知事は、本要綱 1 3 (2) の研修事業の中止を命ずる場合及び本要綱 1 4 の指定の取消しを行う場合においては、当該事業者に対して聴聞を行うものとする。

1 6 関係書類の保存

事業者は、次に掲げる書類を作成し保存しなければならない。

- (1) 受講者の研修への出席状況
- (2) 成績等に関する書類
- (3) 実習修了確認書
- (4) 受講者及び修了者に関する台帳等の書類

1 7 その他

- (1) 知事は、福岡県強度行動障害支援者養成研修の事業者の指定について、他の都道府県に対し情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
- (2) この要綱に定めるもの以外については、別途知事の定めるところによるものとする。

附 則 この要綱は平成 2 7 年 8 月 6 日から施行する。